

# 令和6年度 香福の極み 越前蕎麦ブランディング業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和6年度 香福の極み 越前蕎麦ブランディング業務

## 2 委託業務の目的

近年実施されている専門家による審査会において、福井県産そばは非常に高く評価されている。また、そばと大根おろしを一緒に食べる「おろしそば」は県民食として、県民に広く認知されている。しかしながら、県民には広く認知されているふくいのおそばであるが、県外においては、信州そば（長野県）やへぎそば（新潟県）と比較すると十分な認知度とは言えない（令和4年度福井米戦略課調べ）。また、ふくいのおそばが他県と比べてなぜおいしいのかを説明できる県民は少なく、県内外ともに十分なブランドイメージが浸透していないといった問題もある。

そこで、令和4年度から、ふくいのおそばのブランドイメージを確立するため、ふくいのおそばの優れているところとして、ふくいのおそばは在来種であることや石臼引き製粉をおこなっていることにより、「ふくいのおそばは香りがよいそばである」と整理し、キャッチコピー・ロゴマーク「香福の極み 越前蕎麦」を決定した。また、令和5年度にはブランド認証制度「香福の極み 越前蕎麦認証店」制度も確立した。

本事業は、北陸新幹線福井・敦賀開業を契機として、本県を代表する食材である「そば」のブランドイメージを県民に理解・浸透させると同時に県外向けPRを行い、全国的な認知度向上を図ることを目的とする。

令和6年度は、ブランド認証制度の店舗数拡大や認知度向上、県産そばの県内外へのPRなどを戦略的に進めるにあたり、以下の業務を委託するものとする。

## 3 契約期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 4 委託予定金額

7,040,000円（消費税および地方消費税を含む）

## 5 委託業務の内容

(1) ブランディング事業における実施体制の確立

- ・令和6年の北陸新幹線福井・敦賀開業を契機として、「香福の極み 越前蕎麦」を全国へPRするための体制を確立するものとする。体制の確立にあたっては、県内のそばについて見識を持つ事業者、観光関連団体および地元企業などが幅広く参画する組織体制とし、令和6年度は委託者と協力の上、事務局として運営する

こと。

なお、設立や協議にかかる経費は、委託料に含めることとするが、県の施設、備品などは可能な範囲で使用することができることとする。

(2) 香福の極み・越前蕎麦プロモーション計画の策定・実施

- ・令和6年北陸新幹線福井・敦賀開業により来県する観光客を見据えて、香福の極み 越前蕎麦プロモーション計画（以下「プロモーション計画」）を作成し、実施すること。なお、プロモーション計画については令和4年度および5年度に実施したブランドに関する調査の結果を参考に作成を行い、委託者と協議の上内容を決定するものとする。

また、プロモーション計画には、令和4年度に作成したキャッチコピー「香福の極み 越前蕎麦」を県内で定着させ、首都圏での認知度向上を図るための施策を盛り込み、実施することとし、併せてロゴマークを積極的に活用すること。

(3) 「香福の極み 越前蕎麦」認証店について

- ・令和5年度に確立した、「香福の極み 越前蕎麦認証店」制度の店舗数の拡大（合計160店舗を目標。令和5年度末で136店舗。）を5の（1）で組織した体制の中で行うこと。

(4) そば関連団体との連携について

- ・県、市および関連団体で実施しているPR事業等においても積極的に香福の極み 越前蕎麦をPRできるように協議・働きかけをすること。

(5) 来年度以降の展望

- ・既存のそば関連団体（福井そばルネッサンス推進実行委員会など）を活用した継続的な活動により、認証店の拡大、「香福の極み 越前蕎麦」の認知度向上、県産そば粉の使用量拡大につながるような仕組みや企画の提案をすること。

(6) 記録・成果の広報について

- ・戦略策定等の様子を動画及び静止画により記録すること。なお、今後、委託者が二次利用等可能なものとする。
- ・記録・成果は、マスコミ等への公開を前提とし、広く本業務の周知・広報に努めること。

(7) その他共通事項

- ・受託者は、本業務の推進に必要な知見やノウハウ、ネットワークを有した者を本業務の担当者として配置又は任命し、委託者はもとより、開発事業者や専門

家の相談等に対応するほか、責任を持って事業全体をマネジメント・遂行できる体制を構築すること。

- ・業務の全部を一括して、又は主たる部分を再委託することはできない。  
※主たる部分:全体の企画及び業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等
- ・当年度の想定スケジュールについて、受託後委託者と協議すること

## 6 成果品

### (1) プロモーション計画

- ・プロモーション実施までに冊子1部および電子データで提出すること

### (2) 実績報告書

- ・契約期間内に実施した業務を報告書にまとめ、契約期間終了時に冊子1部および電子データで提出すること  
※ 実績報告書に添付する資料については別途委託者から指示する。

### (3) その他

- ・本業務において各種広報ツール（例 パンフレット等）を製作した場合、製作後速やかに県に提出すること。なお、提出する数については、別途委託者から指示する。

## 7 留意事項

- ・業務実施に当たり使用される全ての画像等は、必ず著作者の了承を得て使用すること。
- ・仮に第三者から権利侵害、損害賠償等の主張がなされたとしても、受託者が自らの責任で対処することとし、委託者が一切の責任を負うものではない。
- ・本事業で開発した成果物に関する一切の権利は、すべて委託者に帰属することとし、委託者および委託者が指定する第三者に対し、成果物の著作権者人格権について、将来にわたって行使しないこと。

## 8 その他

- ・この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議の上、定めることとする。
- ・成果物の引き渡し後に不良箇所が発見された場合は、委託者の指示により補足修正を行う。なお、これに係る経費は受託者の負担によるものとする。